

改正 平成19年4月1日 改正 平成26年3月20日

第1 目的

この事業は、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障害者の生活の質の向上を目指すしくみとして一般就労を促進し、もって障害者の自立と社会参加の一層の促進に資することを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は八王子市とする。ただし、この事業を適切に運営することができると思われる社会福祉法人、特定非営利活動法人等（以下「運営主体」という）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

第3 支援対象者

この事業の支援対象者は、一般就労を希望する在宅の障害者及び障害者総合支援法に基づいた日中活動系の施設等で福祉的就労に就いている障害者並びに企業・事業所等に在職している障害者などとする。

第4 事業内容

この事業の運営主体は、支援対象者及びその家族などの申し込みに基づいて、当該支援対象者をこの事業の利用者として登録させ、利用者の求めと必要に応じて、以下のような就労面の支援と生活面の支援を一体的に提供するものとする。また、当就労支援事業を円滑に進めていくためにその他支援を行なう。

（1）就労面の支援

ア 職業相談

支援対象者及び家族又は事業主などからの就労全般に関する相談に応じる。

イ 就職準備支援

利用者の適性・力量を把握し、就労意欲や職業能力を高めるなど、就職に向けた支援を行う。

ウ 職場開拓

公共職業安定所への同行や独自の職場開拓などにより、利用者の求職活動を支援する。

エ 職場実習支援

職場実習に際して、通勤援助、実習先での職務分析及び実習援助のほか、事業主等に利用者に対する理解を求め、職場環境の調整を行うなどの支援を行う。

オ 職場定着支援

就職時の労働契約の締結に当たっての支援をはじめ、利用者が安心して働き続けられるよう、一定期間、職場内で様々な支援を行うほか、職場でのトラブルを未然に予防し、解決するために、定期的に又は随時、訪問して、利用者、家族及び事業主等に対し必要な助言や調整などを行う。

カ 離職時の調整及び離職後の支援

離職時の事業主との調整及び諸手続のほか、離職後の生活設計などの相談に応じて、利用者の状況や希望に沿った支援を行う。

（2）生活面の支援

ア 日常生活の支援

出勤準備、通勤、就職、休憩、食事など、利用者の日常生活のリズムの調整を図るとともに、利用者の健康管理や金銭管理等に関して相談・助言を行う。

イ 安心して職業生活を続けられるための支援

就職前及び就職後の利用者の不安や悩みを解消するためのカウンセリング、家族や職場の同僚との対人関係に関わる相談・調整のほか、単身生活を希望する者に対して、住まいの確保、年金等の申請、福祉サービス等の利用援助などの具体的な支援を行う。

ウ 豊かな社会生活を築くための支援

利用者の就職後の時間帯や休日等の過ごし方や金銭の使い方への助言を行うとともに、買い

物、娯楽、趣味、スポーツ・文化、旅行、地域交流など多様な活動への利用者の参加を支援するほか、本人活動などの育成・支援を図る。

エ 将来設計や本人の自己決定支援

利用者が働きながら自立自活を目指したり、結婚、出産、育児などの将来設計を行う場合に相談に応じ、具体的な選択肢とともに、選択に当たり本人がなすべき準備や選択した結果に対する責任の取り方などについて説明した上で、利用者の自己選択・自己決定を支援する。

(3) その他支援

ア ホームページを活用した就労に関する情報収集及び提供

八王子市障害者就労・生活支援センターにかかるホームページにて市民や関連機関等に対し事業内容について周知する。

また、就労に関する情報を収集し、ホームページ等により利用者や市民に提供をする。

イ 関連機関・協力機関とのネットワーク生成

障害者就労支援事業が効果的かつ円滑に行われるよう、コーディネーターをはじめ、保健所、特別支援学校等、公共職業安定所などの保健、福祉、教育、労働等の行政機関の職員、障害者総合支援法に基づいた日中活動系の施設等の職員、利用者代表、障害者団体代表、事業主団体代表、労働者団体代表などで構成する連絡調整機関を設置して、相互の情報交換や連携を図るなど、地域における障害者就労支援のネットワークの整備に努める。

ウ 障害者就労の活性化

就業への準備性を高めるための実習・研修を行うとともにジョブコーチの育成も併せて行う。また、実習先のひとつとして市役所内で実習を行い、市内企業に対して障害者雇用の啓発を行い、雇用促進・職域の拡大を図る。

エ 雇用の啓発

障害者就労支援事業が効果的かつ円滑に行われるよう、セミナー等を開催し、障害者雇用の理解促進や情報提供等の啓発的活動を行う。

オ 地域開拓促進コーディネーター業務

障害者総合支援法に基づいた日中活動系の施設等における就労希望者の積極的な掘り起こしを行うとともに、施設等の経営者、職員、親、障害者本人に対する一般就労への働きかけや意識改革を目的とした活動を行う。また、障害者雇用に取り組む企業への継続的な助言や支援、障害者雇用に取り組もうとする職場の新規開拓を行う。

第5 職員配置等

1 就労支援、生活支援コーディネーター及び地域開拓促進コーディネーターの配置

この事業を効果的かつ効率的に運営するため、就労面の支援を担当する就労支援コーディネーターと、主として生活面の支援を担当する生活支援コーディネーターをおおむね各々2名以上(うち1名常勤)及び地域開拓促進コーディネーターを非常勤1名以上配置し、相互に連携して利用者等の支援に当たらせる。

2 コーディネーターの選任

コーディネーターについては、特定の資格を有することを要しないが、障害者の就労支援と生活支援に関する相当の知識と経験を持つ者をもって充てるものとする。

3 コーディネーターの責務

(1) コーディネーターは、利用者及びその家族のプライバシーの尊重に十分に配慮するとともに、支援業務を遂行する過程で知り得た情報については、関係者及び関係機関との信頼関係を失うことのないよう、常に慎重を期して取り扱わなくてはならない。

(2) コーディネーターは、利用者本人や関係者及び関係機関から収集した情報を踏まえ、利用者等の合意を得ながら、個別支援計画を作成するものとする。

また、利用者等への支援を行った場合は、具体的な支援内容や利用者等の状況などについて記録し、保管するものとする。

(3) コーディネーターは、この事業の果たすべき役割の重要性にかんがみ、各種の研修会や他の職種の者との交流など、あらゆる機会をとらえて支援技術の向上を図るための自己研さんに努めるものとする。

第6 事業実施上の留意事項

- 1 この事業の運営に当たっては、利用者等のプライバシーが守られる相談室を確保するとともに、支援対象者に分かりやすい支援拠点を設置し、住民に対して事業内容について周知するものとする。
- 2 運営主体は、利用者等の支援の経過等について整理し、この事業の検証のための検討資料として提供するものとする。
- 3 運営主体は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。第

7 実施主体の役割

- 1 実施主体は、事業実施主体としての責務を踏まえ、運営主体と緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。
- 2 実施主体は、事業受託者の意見を十分に尊重するとともに、公的な保健福祉サービス等の提供に努めるものとする。
- 3 実施主体は、事業受託者に対し、年1回以上、定期的に相談・支援の内容等の事業実施状況の報告を求めるとともに、必要に応じて事業実施状況について調査を行うものとする。

また、調査の結果、事業が適切に運営されていないことが認められる場合には、事業の委託を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行し平成25年4月1日より適用する。